

# 大分県報

平成二十九年  
第二九四〇号  
十二月八日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一  
土地改良法による換地処分……………一  
保安林の指定の解除……………一  
道路区域の変更……………二  
道路の供用開始……………二  
選挙管理委員会告示

### 公告

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二  
開発行為の完了……………三  
平成二十九年大分県職員採用上級試験（社会人経験者）公告……………三

### 〇告示

#### 大分県告示第六百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十九年十二月八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあつた年月日

平成二十九年十二月八日

大分県報（告示）

一

平成二十九年十一月二十二日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 総合型地域スポーツクラブグレートサラマンダー

三 代表者の氏名

河野 睦 夫

四 主たる事務所の所在地

宇佐市院内町原口百四十六番地の一

五 定款に記載された目的

本法人は、住民の誰もが気軽にスポーツ・文化活動を楽しみ、各自の健康及び体力を維持推進するとともに、スポーツ愛好者の増加を目指し、継続的なスポーツ活動をとおして地域のコミュニティづくりを推進することを目的とする。

六 定款変更の内容

事業の変更

会員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

#### 大分県告示第六百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業久住地区都野工区の換地処分をした。

平成二十九年十二月八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

#### 大分県告示第六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 解除に係る保安林の所在場所

杵築市山香町大字久木野尾字丸山一・一七九番一・一一八一番一・一二〇六番二・一二〇七番一・字畑ケ田一二一七番一 (以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百六十号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道菅原戸畑線	玖珠郡玖珠町大字山浦字舞原一一二六番三から 玖珠郡玖珠町大字山浦字舞原一一二番二まで	前	メートル 二〇・七 四・八	メートル 一四〇・〇
		後	三二・九 四・八	一四〇・〇

大分県告示第六百六十一号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え

置いて一般の縦覧に供する。  
平成二十九年十二月八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道菅原戸畑線	玖珠郡玖珠町大字山浦字舞原一一二六番三から 玖珠郡玖珠町大字山浦字舞原一一二番二まで	平二九・一二・八

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第八十三号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第六十二号) 第八条の規定による平成二十九年十二月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者 (以下「選挙権を有する者」という。) の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) は、次のとおりである。

平成二十九年十二月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、六四〇人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二二二、七四八人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市 一三二、〇九八人  
別府市 三二、九四三人  
中津市 一三、一九三人  
日田市 一八、七六五人  
佐伯市 二一、〇三六人  
臼杵市 一一、三一〇人  
津久見市 五、三六七人  
竹田市 六、五九九人  
豊後高田市 六、五二二人  
杵築市 八、五五三人  
宇佐市 一六、〇九六人  
豊後大野市 一〇、七四一人  
由布市 九、七七八人  
国東市・姫島村 九、〇六六人  
日出町 七、九〇九人  
九重町・玖珠町 七、三六四人

## ○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十九年十二月八日

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 玖珠郡玖珠町大字帆足字堀切四百七十三番四ほか五筆並びに大字岩室字坂口十番十三ほか

か九筆及び三十一番二の一部

### 二 開発区域の面積

三万三千二十六・八二平方メートル

### 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

玖珠郡玖珠町大字帆足二百六十八番地の五

玖珠町長 朝 倉 浩 平

### 四 完了検査年月日

平成二十九年十二月四日

平成29年度大分県職員採用上級試験（社会人経験者）公告

平成29年12月8日

大分県人事委員会

次のとおり、平成29年度大分県職員採用上級試験（社会人経験者）を行います。

### 1 試験区分、採用予定者数及び職務の内容

試験区分	採用予定者数	職務の内容
総合土木（社会人経験者）	2人	知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務（土木又は農業土木）に従事します。

注 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

### 2 受験資格

#### (1) 年齢

昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者

#### (2) 国籍

日本国籍を有しない者も受験できます。

ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。

また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます（詳しくは6を参照してください）。

### (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。

### 3 試験の実施

#### (1) 試験日時及び試験会場

平成二十九年十二月八日

大分県報（選管委告示・公告）

試験	試験日時	試験会場	備考
第1次試験	平成30年1月28日（日） 入室開始 午前9時 着席完了 午前9時30分	大分会場 大分県庁舎 （大分市大手町3丁目1-1）  関東会場 都道府県会館（4階会議室） （東京都千代田区平河町2-6-3）	大分会場又は関東会場のいずれかを選択してください。
第2次試験	平成30年3月4日（日）	大分県公文書館 （大分市王子西町14番1号）	

注 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐停車はできません。

(2) 試験の内容

次の試験を大学卒業程度の内容で実施します。

ア 第1次試験

受験者全員に対して次の試験種目を実施します。

イ 教養試験

公務員として必要な一般的知識（社会、人文、自然）及び知能（文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈）について択一式による筆記試験をします。（2時間 40問 60点）

ロ 専門試験

専門的知識及び技術等の能力について記述式による筆記試験をします。出題分野は、土質工学、構造力学、水理学、建設環境です。（1時間30分 140点）

イ 第2次試験

ロ 適性検査

受験者全員に対して、職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。

なお、試験は第1次試験日に実施しますが、判定は第1次試験合格者のみ行い、面接試験の参考資料にします。

(4) 面接試験

人物について集団討論及び個別面接（1回20分～30分程度の面接を3回実施）による試験をします。（400点）

ウ 合格者の決定方法

最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。

また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。なお、合格基準は大分県のホームページに掲載しています。

(3) 試験結果の発表

試験	発表の時期	発表の方法
第1次試験	平成30年2月16日（金） 午前9時	合格者には合格通知書を郵送します。また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」（大分県庁舎本館1階県政展示ホール）に掲示するとともに、大分県のホームページに掲載します。
第2次試験	平成30年3月上旬	

注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページで確認してください。

注2 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書に、第2次試験の具体的な日程等を指定するので、第1次試験合格通知書が2月20日（火）までに到着しない場合は、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

4 試験結果の情報提供

(1) 口頭による開示請求

大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等（原則として顔写真付きのもの））を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局まで直接お問い合わせください（日曜日、土曜日及び祝日を除きます）。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所

第1次試験	第1次試験不合格者 (途中棄権者を除く。)	試験種目別得点、 総合得点及び総合 順位	合格発表の日から 起算して1月間	大分県人事委員会 事務局 (大分県市 町村会館6階)
第2次試験	第2次試験受験者			

(2) 郵送による情報提供

郵送でも試験結果の情報を提供します。希望者は、住所、氏名、試験区分、受験番号を記載した返信用長形3号封筒(235mm×120mm)を用意し、392円(簡易書留相当)分の切手を貼り、第1次試験当日に持参してください。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。

5 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

ア 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿(原則として確定後1年間に有効)に成績順に登載されます。大分県人事委員会は、任命権者(知事)からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、任命権者の中から採用者を決定します。

イ 採用予定時期は平成30年4月1日以降です。

ウ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 給与

ア 給料月額

初任給は、採用前の職歴等を勘案の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経歴年数が8年の場合、月額223,900円程度です。

イ 給料以外の主な諸手当

勤務態様等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

6 日本国籍を有しない者の任用

日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

次のような「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職」に該当する職務に従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。

(公権力の行使に該当する主な職務の例)

- ・ 税の賦課決定、徴収及び滞納処分
- ・ 法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)に基づく許認可(法人設立認可等)

・ 法令に基づく行政上の即時強制、立入検査及び取締り

・ 公物管理権に基づく権力作用の行為(施設の使用許可、立入許可等)

・ 法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務

・ その他行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で県民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為

(公の意思形成への参画に携わる職)

部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職が該当します。

詳しくは、大分県人事委員会事務局までお問い合わせください。

7 受験手続

(1) 受付期間

平成29年12月18日(月)～平成30年1月12日(金)

注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

(2) 申込書の提出

インターネットから申込みをしてください。

大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。

(3) 申込者への受験票の送付

平成30年1月中旬に電子メールで受験票を送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。

なお、平成30年1月19日(金)までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

(4) その他

受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

8 受験上の配慮

車いすの使用等受験に際して配慮を希望する方は、試験会場の準備のため、申込みの際に大分県人事委員会事務局までお知らせください。

9 問合せ先は

大分県人事委員会事務局  
電話 097-506-5212

平成二十九年十二月八日

大分県報（公告）

大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.ota.jp/site/saiyouzyouhou/>